

定 款

株式会社 ライフフーズ

定 款

第 1 章 総 則

(商 号)

第1条 当会社は、株式会社ライフフーズと称する。
英文ではLife Foods Co., Ltd. と表示する。

(目 的)

第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. レストラン、喫茶店の経営
2. 惣菜の製造、加工販売
3. フランチャイズチェーンシステムによる飲食店の加盟店の募集及び指導育成
4. 給食・仕出し弁当の製造、販売
5. 菓子、乳製品、パン及び清涼飲料水の製造
6. 食料品及び清涼飲料水の販売
7. 経営コンサルタント業
8. 煙草、酒類、日用品雑貨、衣料品、書類、美術工芸品の販売
9. 建築工事、土木工事の設計、施行及び監理
10. 不動産の売買、賃貸、仲介及び監理
11. 厨房機器、空調機器、事務用機器、自動販売機、飲食店用什器の賃貸及び売買
12. 損害保険代理業
13. 生命保険の募集に関する業務
14. 前各号に付帯関連する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当会社は、本店を吹田市に置く。

(公告方法)

第4条 当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

(機関の設置)

第5条 当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査役
3. 監査役会
4. 会計監査人

第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第 6 条 当社の発行可能株式総数は、4,800,000 株とする。

(単元株式数)

第 7 条 当社の単元株式数は、100 株とする。

(単元未満株式についての権利)

第 8 条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

1. 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利
2. 会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利
3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
4. 次条に定める請求をする権利

(単元未満株式の買増し)

第 9 条 当社の株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

(株式取扱規程)

第 10 条 当社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

(株主名簿管理人)

第 11 条 当社は、株式につき株主名簿管理人を置く。

- ② 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
- ③ 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。

(基 準 日)

第 12 条 当社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とみなす。

- ② 前項のほか、必要あるときは、あらかじめ公告して、臨時に基準日を定めることができる。

第3章 株 主 総 会

(招 集)

第13条 当会社の定時株主総会は、事業年度末日の翌日から3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、その必要がある場合に随時これを招集する。

- ② 株主総会は、取締役社長が招集する。取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い他の取締役がこれを招集する。

(議 長)

第14条 株主総会の議長は、取締役社長がこれに当たる。取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第15条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に對して提供したものとみなすことができる。

(決 議)

第16条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合のほか、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- ② 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第17条 株主又はその法定代理人は、当会社の議決権を有する株主1名を代理人として、議決権を行使することができる。

- ② 前項の場合は、株主又は代理人は総会毎に代理人権を証する書面を当会社に提出しなければならない。

(議事録)

第18条 株主総会の議事の経過の要領及びその結果は、これを議事録に記録し、議長並びに出席した取締役が記名押印又は電子署名を行なう。

第4章 取締役及び取締役会

(員 数)

第19条 当社の取締役は15名以内とする。

(選 任)

第20条 当社の取締役は、株主総会において議決権を行使することがでる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数によって選任する。

② 当社の取締役の選任については、累積投票によらないものとする。

(任 期)

第21条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結までとする。

② 補欠又は増員により就任した取締役の任期は、現任取締役の任期の満了すべき時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第22条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

② 取締役は、その決議によって取締役社長1名、必要に応じて取締役会長、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を定めることができる。

(業務執行)

第23条 取締役社長は、当社の業務を統括し、取締役副社長、専務取締役又は常務取締役は、取締役社長を補佐としてその業務を分掌する。

② 取締役社長に事故があるときはあらかじめ取締役会の定める順序に従い、他の取締役が取締役社長の職務を代行する。

(取締役会)

第24条 取締役会は、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役がこれに代わる。

② 取締役会の招集通知は、会日の3日前に各取締役及び各監査役に対し発するものとする。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

③ 取締役会の運営その他に関する事項については、取締役会の定める取締役会規程による。

(取締役会の決議の省略)

第25条 当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(報酬等)

第26条 取締役の報酬、賞与その他の職務の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第27条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

- ② 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第5章 監査役及び監査役会

(員 数)

第28条 当社の監査役は、3名以内とする。

(選 任)

第29条 当社の監査役は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。

(任 期)

第30条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

- ② 補欠により就任した監査役の任期は、退任した監査役の任期の終了すべき時までとする。

(常勤の監査役)

第31条 監査役会はその決議により、監査役の中から常勤の監査役を選定する。

(監査役会)

第 32 条 監査役会の運営その他に関する事項については、監査役会の定める監査役会規程による。

(報酬等)

第 33 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)

第 34 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

- ② 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第 6 章 会計監査人

(選 任)

第 35 条 当社の会計監査人は、株主総会において、出席した議決権を行使できる株主の議決権の過半数の決議によって選任する。

(任 期)

第 36 条 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- ② 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかった時は、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

第 7 章 計 算

(事業年度)

第 37 条 当社の事業年度は、毎月 3 月 1 日から翌年 2 月末迄の年 1 期とする。

(剰余金の配当)

第 38 条 当社の剰余金の配当は、毎事業年度末日の株主名簿に記載又は記録された株主若しくは登録株式質権者に対し支払う。

(自己株式の取得)

第 39 条 当社は、取締役会の決議により、市場取引等による自己株式の取得を行うこ

とができる。

(中間配当金)

第 40 条 当社は、取締役の決議により、毎年 8 月 31 日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主若しくは登録株式質権者に対し、会社法第 454 条第 5 項の規程による金銭（以下中間配当）を支払うことができる。

(剰余金の配当等の除斥期間)

第 41 条 剰余金の配当及び中間配当が支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払いの義務を免れる。

附 則

設立	昭和	61年	3月	3日
改正	平成	元年	3月	2日
改正	平成	3年	3月	1日
改正	平成	4年	5月	27日
改正	平成	9年	7月	25日
改正	平成	13年	7月	9日
改正	平成	13年	8月	21日
改正	平成	14年	5月	24日
改正	平成	18年	5月	1日
改正	平成	18年	7月	31日
改正	平成	19年	5月	24日
改正	平成	21年	4月	20日
改正	平成	29年	9月	1日
改正	令和	2年	5月	28日